

改正 昭和49年5月22日
昭和57年12月6日

昭和56年4月21日

（対象）

- 1 本学大学院自然科学研究科学生（博士前期ならびに博士後期課程）の中で、電気ならびに原子力に関係する題目について研究している者。ただし、場合によつては、自然科学研究科以外の大学院学生に給付することもある。原則として公募の形式をとらない。

（金額）

- 2 1人あたり月額3万円 期間1年

（人数）

- 3 年間 1名

ただし、育英資金予算の都合によつて人数を増減することができる。

（選考方法ならびに時期）

- 4 本大学院自然科学研究科委員会が委任する選考委員4名（自然科学研究科委員長および同研究科3専攻から各1名）によつて、本育英資金給付年度の前年度末までに決定する。

（他研究科委員長へ選考の候補の有無問い合わせ）

- 5 選考委員会を開く1カ月前に他研究科の研究科委員長に選考の候補となりうる人の有無について問い合わせをする。

附 則

- 1 この内規は、昭和46年4月1日から実施する。
- 2 この内規の改正は、自然科学研究科委員会の議を経て、大学院委員会の承認をうけるものとする。

附 則

この内規は、昭和49年5月22日から施行する。

附 則

この内規は、昭和56年4月21日から施行する。

附 則

この内規は、昭和57年12月6日から施行する。